

「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりを進めることを目的とする「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

1 「北海道赤ちゃんのほっとステーション」

「授乳」と「おむつ替え」の両方の行為ができる設備を有しており、希望者が無料で利用可能である場所であること。

- (1) 授乳するためのスペースと椅子などの設備があり、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。
- (2) おむつ替えが容易に行えるよう、ベビーベッド、ベビーシート等が設けられていること。
- (3) 手洗い用の洗面台、消毒液等の設備があること。
- (4) 衛生面に配慮され、定期的に清掃が行われていること。

※ 「授乳」と「おむつ替え」の場所は、同じ建物内であれば可とする。また、「授乳」や「おむつ替え」専用の場所ではなくても、利用者からの申し出があった場合に、すみやかに設備等が利用可能であれば、可とする。

2 施 設

子育て中の親子などの利用に供されている北海道内に所在する施設・店舗などに限る。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等を行う施設
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等又は暴力団等の統制下にある団体等が運営する施設
- (3) その他道が適当でないと認めた施設

3 登録ステッカー

本事業の登録施設であることを表示するため、道が登録施設に対して交付するステッカー（第1号様式）のこと。

(普及啓発等)

第3条 道は、本事業の趣旨を道民、市町村、関係団体及び施設を管理する者に広く周知し、本事業が円滑に進むよう努めるとともに、次の各号の事務を行うものとする。

- 1 登録ステッカーを作成すること。
- 2 登録施設の募集及び登録手続きに関すること。
- 3 登録施設の情報をまとめ、ホームページ等で道民に公表すること。
- 4 その他本事業を推進するために必要と認められること。

(申込み及び登録)

第4条 「北海道赤ちゃんのほっとステーション」に登録を希望する施設の管理者は、「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録申込書（第2号様式）又は電子申請システムにより、現況写真及び設置場所を示す資料を添付の上、次の申込先に申し込むこととする。

なお、複数の施設の一括登録を希望する場合は、「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録申込書（第2号様式）に「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録申込書一覧表（第5号様式）

を添付することにより一括し申し込むことができる。

申 込 先	区 分
北海道保健福祉部子ども未来推進局	札幌市に所在する施設
総合振興局（振興局）保健環境部 社会福祉課	管内区域（札幌市を除く。）に所在する施設

2 道は、審査の結果、前項の申込みが登録施設として適当であると認める場合は、「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録簿（第3号様式）に記載するとともに、申込者に対し登録した旨を通知し、登録ステッカーを送付する。

3 道は、審査の結果、前項の申込みが登録施設として適当であると認められない場合は、登録できない旨を通知する。

（登録の取消し）

第5条 道は、次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- 1 本実施要綱や法令等に違反した場合
- 2 その他実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

（登録ステッカーの取扱い）

第6条 登録施設の管理者は、登録ステッカーの取扱いに関し、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 登録ステッカーを利用者の見やすい位置に掲示すること。
- 2 登録を廃止したときは、直ちに登録ステッカーを撤去すること。

（変更・廃止の届出）

第7条 登録施設の管理者は、第4条第1項の登録の内容に変更が生じる又は登録を廃止しようとする場合は、事前に「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録内容変更・廃止届（第4号様式）又は電子申請システムにより、道に届け出るものとする。

2 道は、前項に定める届出を受けたときは、その内容について審査を行い、適当であると認める場合は変更・廃止の手続きを行う。

（市町村の協力）

第8条 市町村は、次の各号に定める範囲の事務について協力するとともに、本制度の趣旨を住民及び施設管理者等に広く周知する。

- 1 本事業の周知及び登録施設の募集に関すること。
- 2 その他本制度を推進するために必要と認められること。

（登録施設における広報等）

第9条 登録施設は、登録ステッカーの掲示のほか、次の各号を行うことができる。

- 1 自己の広報印刷物等における本事業のロゴ等の使用
- 2 自己のウェブサイトにおける道のホームページへのリンク及びバナーの掲載
- 3 登録施設は、前項の広報を行う場合、あらかじめ道に連絡するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年1月7日から施行する。